

(旧) 特定労働者派遣事業主の皆様へ

## (旧) 特定労働者派遣事業（届出制）から 労働者派遣事業（許可制）へ早期切替を！

平成27年9月30日の改正労働者派遣法により、(旧) 特定労働者派遣事業と(旧) 一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となりました。

ただし、施行日時点で届出により(旧) 特定労働者派遣事業を営んでいる事業主については、平成30年9月29日まで、許可を得ることなく引き続き「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業」を営むことが可能と経過措置が図られているところですが、経過措置対象の(旧) 特定労働者派遣事業主が平成30年9月30日以降についても継続して労働者派遣事業を営むには、新たに許可申請を行い許可を得る必要があります。

現在、岩手県内では約200事業主が届出を行っていますが、経過措置3年目となる平成30年の許可申請はかつてない窓口混雑が予想されます。そればかりか、許可には3年・5年・5年…とその後の許可有効期間更新申請を伴いますが、同時期に許可を得た事業主が同時期に許可有効期間更新申請することとなるため、以後についても常に繁忙期に手続きをしなければならなくなります。

このことから、(旧) 特定労働者派遣事業の経過措置期限である平成30年9月29日間際に許可申請したものの、万が一許可要件を満たしていない事項（事業所要件の不適合や派遣元責任者講習会未受講など）があった際にその問題点を解消する時間を持たず、許可を得るまでに空白期間が生じてしまうことも考えられますので、許可を得たうえで引き続き労働者派遣事業の継続を検討しており、すでに許可要件（詳しくは厚生労働省 HP 掲載の平成28年7月版「労働者派遣事業関係業務取扱要領」のP56～を参照してください。）を満たしている事業主の皆様におかれましては、可能な限り早期に余裕をもって許可制への切り替えをお願い申し上げます。

お問い合わせ先

岩手労働局 職業安定部  
職業安定課 需給調整事業室  
TEL 019-604-3004

(旧) 特定労働者派遣事業（届出制）と労働者派遣事業（許可制）の  
相違点について裏面をご覧ください。

【参考】(旧) 特定労働者派遣事業 (届出制) と労働者派遣事業 (許可制) の相違点

(旧) 特定労働者派遣事業 (届出制)

- 派遣労働者の範囲・・・常用雇用労働者のみを派遣
- 更新・・・不要
- 資産要件・・・なし
- 事業所の面積要件・・・なし
- 事業開始までの期間・・・届出後即日
- 派遣元責任者・・・派遣元責任者講習の受講および雇用管理経験不要
- 派遣元責任者の職務代行者の選任・・・不要



労働者派遣事業 (許可制)

- 派遣労働者の範囲・・・常用雇用労働者とそれ以外の労働者を対象として派遣 (登録型や臨時の派遣等)
- 更新・・・最初は3年、以後5年毎
- 資産要件・・・あり (詳細はご確認ください。なお、財産的基礎に関する判断について小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置が適用できる場合があります。)
- 事業所の面積要件・・・事業に使用しうる面積がおおむね20㎡以上
- 事業目的の明記・・・登記簿謄本の目的に労働者派遣と明記
- 事業開始までの期間・・・許可申請後、最短で2～3カ月
- 派遣元責任者・・・許可の申請の受理日前3年以内の派遣元責任者講習の受講と3年以上の雇用管理経験が必須
- 派遣元責任者の職務代行者の選任・・・必須
- 申請手数料・・・1事業所12万円分の収入印紙、2事業所目以降は1事業所毎に5万5千円分の収入印紙が必要
- 登録免許税・・・9万円の納付が必要